

# 身近な法律相談



## 弁護士 渡部 英明

売掛金、養育費などの債権回収のため、裁判・審判で勝訴判決・審判をとっても、相手方が任意の支払に応じない場合、相手方の財産に強制執行をします。強制執行をする際、相手方の財産を特定する必要がありますが、相手方の財産がどこにあるか分からない場合、相手方の財産を調査して、強制執行の申立てをします。

実際、独自に調査して、相手方の財産を突き止めたり、探索的に強制執行を試みたりしますが、なかなか、相手方の財産を突き止めることは容易ではありません。平成15年に債務者に財産を申告させる財産開示手続が導入されていましたが、財産開示に応じなかったり、虚偽の説明をする債務者に対する制裁が弱く、実効性がないためか、あまり活用されていませんでした。

そこで、令和2年4月1日より、改正民事執行法が施行され、財産開示手続についての制裁が強化され、また、債務者以外の第三者から情報を取得する方法が規定されました。これにより、従来より効果的に債権回収を図ることが可能になっているものと思われます。

今回は、改正された財産開示手続と第三者からの情報取得制度について検討してみることにしましょう。

**Q<sub>1</sub>** 財産開示手続とは何でしょうか。また、どのような点が改正されたのでしょうか。

**A<sub>1</sub>** 財産開示手続は、確定した判決・審判や調停調書等を有する債権者が、強制執行をしても完全な債権回収ができなかったり、債務者の財産を調査しても財産が見つけれない場合、財産開示手続の申立てにより、裁判所が債務者を呼び出し、非公開の財産開示期日において、自己の財産について陳述させる手続です。従来、債務者が正当な理由もなく、裁判所に出頭しなかったり、虚偽の陳述をした場合、30万円の過料という制裁にとどまっていた。今回の改正により、罰則が強化され、6ヶ月以下の懲役または50万円の罰金が科せられるようになりました（民事執行法213条5号、6号）。

また、財産開示手続の申立権者は、執行力ある債務名義を有する債権者と一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者は財産開示手続ができます。なお、従来、仮執行宣言付判決や支払督促の債務名義では、財産開示手続は認められていませんでした。

**Q<sub>2</sub>** 第三者からの情報取得手続とは何でしょうか。

**A<sub>2</sub>** 第三者からの情報取得手続には、①不動産に関する情報取得手続、②給与債権に関する情報取得手続、③預貯金債権等に関する情報取得手続があります。

①不動産に関する情報取得手続は、不動産登記を扱う登記所に対して、債務者が所有名義人となっている土地や建物の情報を提供するように裁判所に求める手続です（民事執行法205条1項）。この手続は、令和3年5月16日までは施行される予定です。なお、財産開示手続を先行させることが要求されています。

②給与債権に関する情報取得手続とは、市町村や日本年金機構に対して、債務者が給付を受ける給与等に関する情報の提供を裁判所に求める手続です（民事執行法206条1項）。これは、特に履行確保の必要性の高い養育費や婚姻費用の請求権又は生命・身体侵害による損害賠償請求権を有する場合に限り認められています。なお、財産開示手続を先行させることが要求されています。

③預貯金債権等に関する情報の取得手続とは、銀行などに対して債務者が当該銀行等に保有する預貯金に関する情報の提供を裁判所に求める手続です（民事執行法207条1項）。なお、財産開示手続を先行させることは要求されていないので、効果的な債権回収が可能と思われます。